

坂井市章の使用に関する規則

平成18年3月20日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市章(以下「市章」という。)の適切かつ秩序ある使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 市章の使用は、公共性、公益性及び営利を目的としないもの等、その性格内容からみて、その尊厳を失うことのないものについて認めるものとする。

(申請)

第3条 市章を使用しようとする者は、坂井市章使用許可申請書(別記様式)により市長に申請するものとする。ただし、市が使用する場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容等を審査し適当と認める場合は、使用許可を通知するものとする。

(許可の取消し)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項があったときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた使用目的等以外に使用したとき。
- (3) この規則に違反したとき。

(調査)

第5条 市長は、必要があると認めたときは、申請者に対して職員をして調査させることができる。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

別記様式(第3条関係)

年 月 日

坂井市章使用許可申請書

坂 井 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり坂井市章を使用したいので、申請します。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 数 量	
連 絡 先	担当者氏名： 電話番号：
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> レイアウト・スケッチ・原稿など <input type="checkbox"/> その他参考になるもの